

随意契約結果書

物品等の名称及び数量	令和8年度一般国道3号博多バイパス（下臼井～空港口）と福岡高速3号線（空港線）延伸の事業における迂回路
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	支出負担行為担当官 九州地方整備局長 垣下 禎裕 〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-10-7 福岡第二合同庁舎7階
契約締結日	令和 8年 4月 7日
契約の相手方の氏名及び住所	福岡北九州高速道路公社
契約金額 （消費税及び地方消費税含む）	¥191,899,757-
予定価格 （消費税及び地方消費税含む）	¥191,899,757-
随意契約によることとした理由	別紙のとおり
備考	

随意契約理由書

1. 件 名：令和8年度一般国道3号博多バイパス（下臼井～空港口）と福岡高速3号線（空港線）延伸の事業における迂回路に関する実施協定
2. 履 行 場 所：福岡市東区二又瀬新町～
福岡市博多区榎田
3. 随意契約の相手方：福岡北九州高速道路公社
福岡市東区東浜二丁目7番53号
4. 随意契約適用法令：会計法第29条の3第4項及び
予算決算及び会計令第102条の4第3号
5. 随意契約に付する理由

1) 随意契約に付する理由

本協定は、一般国道3号博多バイパス（下臼井～空港口）事業及び福岡高速3号線（空港線）延伸事業に伴う本線道路及び迂回路設置により、福岡市が管理する吉塚新川遊水地（以下、遊水地という）の機能保証工事及び同じく福岡市が管理する榎田中央公園（以下、公園という）の支障物件移設・復旧工事を行うものである。

当該施設（遊水地・公園）への施工着手時期が福岡国道事務所（以下、国という）よりも福岡北九州高速道路公社（以下、公社という）が早く、また、公社が移設する福岡空港の管理用通路は遊水地と関連する工事であるため、施工調整や工程の関係上、円滑に工事を遂行するためには公社に委託を行うことが合理的であると判断するものである。

このため、本協定は会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号により、公社と随意契約を行うものである。

（随意契約理由書作成者）

道路部 道路工事課長